

令和5年度第1回 子ども・子育て支援会議
議事録

日 時 令和5年6月29日（木）午後6時30分～午後8時37分

場 所 日野市役所5階505会議

出席者 委 員 久米委員 山田委員 池田委員 大村委員 高橋(則)委員
栗栖委員 土屋委員 本村委員 福田委員 清水委員
原嶋委員 田中委員 小田喜委員 村岡委員 大西委員
高橋(康)委員 山下委員 村田委員

事務局 中田子ども部長 飯倉子育て課長 滝瀬子育て課長補佐 佐々木子
育て課副主幹 簗野子育て課係長 加藤子育て課主任 佐々木保育
課長 飯野保育課係長 佐藤保育課係長 服部保育課係長 熊澤子
ども家庭支援センター長 藤井子ども家庭支援センター課長補佐
小島子ども家庭支援センター副主幹 大野子ども家庭支援センター
係長 萩原発達・教育支援課長 吉沢発達・教育支援課長補佐

欠席者 藤浪委員 飯島委員

傍聴者 なし

(開 会)

事務局

ただいまより、令和5年度第1回、日野市子ども・子育て支援会議を開催します。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。今期、最初の会議ですので、本会議の会長、副会長の選出までの進行は、事務局の方で務めさせていただきます。

新たな任期のスタートということで、本来委員お一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところ恐縮ではありますが、机上に置かせていただきました。なお、本日の出席状況は出席者18名、委員定数20名のうち、過半数を超えていること、また傍聴の希望はないことをご報告します。それでは次第に従い、市長よりご挨拶させていただきます。

市長

皆様、こんばんは。市長の大坪冬彦です。本日、大変暑い中、そしてお忙しいところ、令和5年度第1回の子ども・子育て支援会議、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日がこの子ども・子育て支援会議の新たなスタートとなりますが、委員の皆様におかれましては、これから2年間ひのっすくすくプランの第2期事業計画の進捗状況の評価、検証に加えて、令和7年度からの新たな次期計画の策定作業にもご尽力いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次期計画を迎えての大きな変化として、今年4月に子ども基本法が施行されました。この法の施行によって、子どもの最善の利益を第一に考えて、社会全体で子ども施策を総合的かつ強力に推進していくことが、これまで以上に求められています。この子ども基本法の中では、子どもの定義を心身の発達過程にあるものとしており、心身の発達過程における切れ目のない支援をうたっています。

日野市においては、全ての子どもたちの成長を切れ目なく支援するため、令和6年5月に、(仮称)子ども包括支援センターみらいくを開設します。それに向けて、妊娠期における伴走型の支援に始まり、子育てのサポート、子ども医療費の助成の拡充、既存の窓口機能の充実、そして中高生支援など、既に取り組んでいる事業も含めて開設に向けての新たな準備を始めているところです。次期計画においても、社会情勢を踏まえて子どもたちの声に耳を傾け、1人1人に寄り添う支援策の充実を図っていきたいと思っています。

委員の皆様におかれましては、様々な立場で子どもたちの成長に関わっている方々ばかりです。そんな皆様ならではの、皆様だからこそそのそれぞれのご経験、子どもたちへの思い、見識を踏まえて、忌憚のないご意見をお寄せいただき、未来を担う子どもたちの成長を支える次期計画の策定にお力をお貸しいただければ幸いです。

これから2年間、日野市の子どもたちの健やかな成長と子育て支援に、皆様のお力添えをいただくことをお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。これからどうぞよろしくお願いいたします。

事務局

続いて次第の2、委員紹介ですが、自己紹介という形で進めさせていただければと思います。着席のまま結構ですので、お名前と一言自己紹介をいただければと思います。

《各委員 自己紹介》

事務局

ありがとうございました。ここで市長は公務の都合上、退席とさせていただきます。

なお、本日の会議には波戸副市長が参加させていただきますので、よろしくお願いします。
続いて次第の3、本日出席している事務局の紹介をさせていただきます。

《事務局 自己紹介》

事務局

それでは次第の4、本会議の会長、副会長の選出を行いたいと思います。

日野市子ども・子育て支援会議条例第6条第2項では、会長、副会長の選任は互選により定めることとなっています。どなたか会長に立候補またはご推薦していただける方はおられますか。

《委員、挙手》

委員

前期も会長をしてくださいました、実践女子大の田中先生を推薦させていただきます。

事務局

田中先生をご推薦いただきました。田中先生お引き受けいただけますでしょうか。

委員

よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。それでは次に副会長の選任ですが、いかがでしょうか。

《挙手なし》

事務局

事務局としては、青少年委員の会より参加いただいている高橋(則)委員にお願いできればと考えておりますが、高橋(則)委員お引き受けいただけますでしょうか。

副会長

よろしくお願ひいたします。

事務局

ありがとうございます。それでは会長、副会長から一言ご挨拶をいただきたいと思ひます。

会 長

先ほどお話にあつたように引き続き会長となりますが、司会進行として、皆様それぞれのご活躍の場での高い見識といろいろな経験の中で培ってきたもの、そういったものをここで出していただいて、限りある時間の中で、生産的な話し合いができればと思ひます。

私自身個人的に言えば、こういう話し合いのときには、一番は客観的な面も必要ですが当事者としての意識を持つということ、特にこの子ども・子育て支援会議はその辺りのことをしっかりと見据えながら話し合いができればいいかなと思ひます。

拙い進行等ではありますが、これから1年よろしくお願ひします。

副会長

こういった会議自体、私も本当に初めてなのですが、普段活動している青少年委員での活動や、私は子どもが5人いて一番下が小学校5年生で一番上が今年就職をしたのですが、いろいろな年代の子どもとの経験、なかなか子育てに参加ができてない状況ではあるのですがそうした経験などをうまく生かせればなと思ひます。

今日は手始めに、娘の保護者会に初めて参加してきましたので、その辺をこれからの意気込みとしてやっていきたいなと思ひます。よろしくお願ひします。

事務局

ではここで、本会議の公開について委員の皆様に確認をさせていただきます。日野市子ども・子育て支援会議条例施行規則第4条により、会議および会議資料については原則公開となります。また議事録についても、後日委員の皆様にご確認をいただいた上で、日野市のホームページ上で公開となりますことをあらかじめご了承ください。なお議事録作成のために、UDトークとボイスレコーダーを使用して録音をします。

では、以降の会議の進行につきましては会長にお願ひします。

会 長

本日の会議は過半数の出席があるため、日野市子ども・子育て支援会議条例第7条第2項の成立要件を満たしていることを報告します。傍聴の希望はないとのことですので、次第に沿って会議を進めていきます。

会議を進めるにあたり、できるだけ多くの皆様にご意見、ご発言をいただきたいと思っておりますので、それぞれのお立場からの視点だけにとらわれることなく、一市民としてのご発言でも結構ですので、活発に意見交換をお願いします。

また会議の公開について説明がありましたが、この会議は原則公開となっており、傍聴や議事録も公開されます。そうしたことも踏まえ、委員の皆様におかれては、それぞれの発言内容を互いに尊重し、建設的な話し合いの場となるようにご協力をお願いします。

それでは次第の5、会議の役割と今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

「資料3、子ども・子育て支援会議の役割と今後のスケジュール」「参考資料1、子ども・子育て支援法第72条の抜粋」「参考資料2、日野市子ども・子育て支援会議条例」をご参照ください。

本会議は子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき、条例により設置されているものです。支援法では、市町村は子ども・子育て支援事業計画の策定などの事務を処理するため、審議会等の機関を設置することが求められています。本市においては平成25年9月に日野市子ども・子育て支援会議条例を制定し、本会議を設置しました。

本会議の役割は、資料3の左上の表に記載の通り、法に定められた4つの事項についてご審議いただくこととなります。本会議の所掌事務の処理に当たっては、地域の子どもおよび子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならないと法に規定されていることから、幅広い分野の委員で構成する会議体として20名の委員で構成されています。また、現在設置はしていませんが、専門的な事項を調査審議するために必要がある時は専門部会を設置することができると規定されています。5か年計画である現行のすくすくプランが、令和6年度に最終年度を迎えるため、委員の皆様には、現行の計画の進捗等の審議に加えて、令和7年度からの次期計画の策定にも携わっていただくこととなります。

今後のスケジュールとしては、資料3の下の表の通り、今回が第1回目の会議となり、年度内に全部で5回の開催を予定しています。時間は同様に午後6時半から8時半の予定です。今年度の後半、10月以降に次期計画策定のためのニーズ調査を行う予定があり、順次皆様にこの辺りの詳細をご案内していきたいと考えています。

会 長

では続いて次第 6、新ひのっ子すくすくプラン第 2 期、日野市子ども・子育て支援事業計画の概要について事務局から説明をお願いします。

事務局

ひのっ子すくすくプラン、第 2 期日野市子ども・子育て支援事業計画の概要版をご覧ください。新しい委員の方もいらっしゃいますので、こちらをもとに計画の概要を簡単にご説明します。

本計画は令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間を計画期間と定めています。概要版の 2 ページに、子どもと家庭を取り巻く現状という記載があります。年齢別・就学前の児童数の推計と就学児童数の推移の状況、また保護者の母親等の勤労状況の現状についての記載がしてあります。第 2 期計画を策定するに当たっては、子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向などを把握するための市民ニーズ調査を行っています。詳細については計画書の本体に記載してありますので、ご覧ください。

概要版 3 ページに、この計画の施策の体系図を載せています。基本理念は、子どもが育ち、子どもと育つ、寄り添う地域、あふれる笑顔、1 人 1 人が輝くたくましいひのっ子育ちです。基本理念、基本目標、方針、施策の方向のもとに、さらに各課の子ども・子育て施策の事業がぶら下がっています。概要版の 4 ページから 6 ページ前半にかけては、施策の展開としての基本目標、また方針ごとに主な取り組みを説明しています。概要版の 6 ページの後半から 7 ページにかけて、8、教育・保育の量の見込みと確保方策として、子ども・子育て支援法において計画に定めなければならないものとして挙げられている事項の計画期間 5 年間の量の見込みを算定し、確保方策を設けています。本日この第 1 回の会議では、この教育・保育の量の見込みと確保方策、この進捗状況について皆様にご審議いただきます。

会 長

それでは次第 7、審議事項、日野市子ども・子育て支援事業計画の令和 4 年度進捗状況、①教育・保育、②地域子ども・子育て支援事業について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料 4-1 と 4-2 をご覧ください。

まず資料 4-1、日野市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況教育・保育ですが、すくすくプランでは、104 ページから 111 ページに記載をされている、各認定区分に応じた年度別の量の見込みと確保方策および、令和 4 年度までの実績を記載したものです。表の中ほど、令

和4年度の欄をご覧ください。上から表の記載としては、認定区分と児童数の推計、必要となる量の見込み、そして各方策として計画上の数値、そしてその下に確保の実績を記載している表です。令和4年度の実績は、いずれも確保方策として計画していた数量の範囲内でした。後ほど報告事項1で詳しくご報告しますが、簡単に概略を説明します。令和4年4月1日には、待機児童は16名まで減少しました。令和5年の4月1日現在は、33名と前年比17名の増となっています。増となった要因としては、申込数の増加および募集人数の減少が影響しています。この募集人数の件については、また後程詳しくご説明しますが、一時的な要因によるものと考えており、日野市の0歳児の人口は減少傾向が続いていることから、今後の待機児童数は減少傾向にあると推測をしています。一方で空いている施設があるのに待機児童が存在するというミスマッチの状況もあります。こちらについては、保育園申し込みの際に通園可能な施設をできる限り希望していただくといった案内を行って、ミスマッチの解消に努めてまいります。また、未就学児童人口、特に0歳児は減少傾向が続いており、保育所の入所申込数も減少しています。育児休業制度の充実など、社会情勢の変化等も見ながら、今後の保育需要を考えて行く必要があると認識をしているところです。

続いて、資料4-2、子ども・子育て支援事業計画の進捗状況地域子ども・子育て支援事業をご覧ください。こちらは新ひのつ子すくすくプランの115ページから126ページに記載されている12の事業について同じように量の見込みおよび実績について記載しているものですが、主なところを抜粋してご説明します。

(3)放課後児童健全育成事業、学童クラブ事業ですが、日野市の学童クラブでは低学年児童の受け入れを基本的に行っていて、高学年児童の受け入れは障害のある児童のみを対象としています。令和4年度までは障害のある児童の受け入れを4年生までとしていましたが、令和5年度からは6年生までに拡大したところです。

令和4年度の実績としては、低学年・高学年併せて2,228名の実績で、前年度と比べ187名の増となり大きく増加しました。その理由の1つとして、同じような放課後の子どもの居場所である「放課後子ども教室」がコロナウイルス感染防止対策のために受け入れを令和3年度までかなり縮小しており、その影響で令和4年度のスタート時に学童クラブに入りたというご家庭が多かったのかなと思っています。

また学童クラブの利用児童数については、全体的に増加傾向です。令和5年度は6月1日時点で、8名の待機児童が発生しています。このような利用希望に応えるための施設整備等、対応しているところです。この点についても、後ほど報告事項2において詳しくご報告します。

続いて(5)子育て短期支援事業、ショートステイ事業ですが、量の見込みを大幅に超えて実績が増加しています。育児などレスパイトでの利用が増加しており、家庭での育児環境が全体的に厳しくなっていることが要因と考えています。

次に(8)地域子育て支援拠点事業、子育てひろばですが、身近で子育て相談が受けられる場所として、コロナ禍においても閉めることなく開き続けました。ただし、感染防止のため

に人数を制限したことにより、見込みほどこの間実績が伸びていないものです。(9)一時預かり事業、(10)病児保育事業、(11)ファミリーサポートセンター事業についても、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に利用が大幅に減り、その後少しずつ需要が戻りつつあるという状況です。

会 長

ただ今の説明で、何かご質問、ご意見等がありますか。

委 員

学童クラブの事業について説明をいただきましたが、低学年登録児童数の推移の見込みと実績はわかったのですが、実際の低学年数の分母、つまり何%程度がこの学童を利用していかるといふ数字も知りたいのですが、その数字はあるのでしょうか。

事務局

この後の報告事項でご説明させていただきますが、資料としては「資料6、学童クラブの状況について」の中に表を載せているのですが、一番右の欄に出現率というパーセンテージを載せています。この出現率が学校の児童数に対する学童クラブの入所児童数の割合となり、低学年を対象に出現率を計算しています。令和5年度でいうと49.1%というのが学童クラブを利用している低学年児童のパーセンテージになります。

会 長

他に質問等がなければ、次第の8、報告事項に移ります。件数があるので、報告事項1から3、報告事項4から6、報告事項7から11の3つに区切って報告いただき、区切りごとにご意見、ご質問を伺いたいと思います。

事務局

報告事項1. 保育園の待機児童解消の状況について、ご報告します。資料5をご覧ください。先ほどの説明と重複するところがあるかと思いますがご了承ください。

令和5年4月時点で、待機児童数は昨年度より微増の33名となりました。昨年16名からの増となっていますが、これは申込者数が74名増加したということ、また職員の体制が整わないなどの諸事情で受け入れの停止が行われた園があり、受け入れの数が64名分減つ

てしまったということ、そういった要因があり、最終的に待機児童数が 33 名、これまで減少傾向にあったものが少し増えてしまったという状況です。

ただ 0 歳児については資料の表にも記載がある通り、減少傾向がここ 5 年間ずっと続いているという状況から、子どもの数がかなり減ってきているという状況が見受けられます。こうした状況の中、育児休業制度などが様々に充実してきているところもあり、そういった点も含めて状況が変わってきているのかなと感じているところです。

ただ申込数の増については、コロナの状況がだいぶ落ち着いてきたことから働きに出るご家庭が増えてきているのではないかとこのところもありますので、そういった点もしっかり注視しながら、今後の対応も検討していかなければならないと考えています。一時的な増減があるかとは思いますが、資料に掲載した今後の日野市の人口動態では現状の傾向が一定程度続く場合でも、2025 年から 2030 年ごろに転換期を迎え人口減少が緩やかに始まると推測しています。こういった点も注視しながら、量の確保に努めていきたいと考えています。

事務局

報告事項 2、学童クラブの状況についてご報告します。資料 6 をご覧ください。

令和 4 年度の受け入れ枠拡大の取り組みでは、第七小学校の学童クラブ利用児童数の増加に対応するため、令和 5 年度に七小学童クラブの建て替えを実施し、令和 6 年度より新たな施設で運営を開始する予定です。建て替えに先立ち仮設学童クラブを設置し、令和 4 年度、5 年度は仮設学童クラブにおいて運営を行っています。仮設学童クラブの設置により、学童クラブの面積定員を 33 名拡大しています。

次に事業計画における学童クラブの量の見込みと実績について、表をご覧ください。日野市では高学年の受け入れについては原則実施ですので、低学年の部分になります。令和 5 年度は 2,117 名、量の見込みに対して実際の必要数については、入所児童数、令和 5 年度 2,287 人となります。出現率は先ほどご説明した 49.1%で、約半数の児童が入所しているというような状況です。量の見込みの数と比較して、入所児童数が多いことが見てとれます。

なお令和 5 年度は、令和 5 年 6 月 1 日時点の実績では、一小学童クラブで 7 名、ふたば学童クラブで 1 名の待機児童が発生しており、7 月 1 日時点では一小学童クラブは 3 名、ふたば学童クラブでは 4 名の待機児童数となる見込みです。引き続き、施設・環境整備等を検討していきます。

支援を要する児童の受け入れ学年拡大についてですが、令和 5 年度より、支援を要する児童の受け入れ学年を今までの 4 年生から 6 年生まで拡大しました。令和 5 年 6 月 1 日時点で、5 名の 5 年生を受け入れています。

事務局

報告事項 3. 日野市指導監査の実績について、資料 7 をご覧ください。

施設等の適正な運営およびサービスの質の確保、並びに利用者支援の向上を図ることを目的に、令和 2 年度に要綱を制定し、訪問指導を行っていく予定をしていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、保育園に出向いての实地調査等が行えない状況が続いていました。令和 4 年度には感染状況も落ち着いてきたこともあり、短時間でも訪問して指導が行えるように取り組んできたところです。その結果、認可保育園 26 か所、小規模保育施設 5 か所、家庭的保育事業 1 か所の計 32 ヶ所、1 つの園に対しては 3 回監査に入っておりますので表は 34 という数字でなっていますが、施設数としては 32 か所の訪問指導等を行ってきました。今後も引き続き市内保育施設を訪問し、元公立保育園の園長等が訪問して助言指導等を行い、保育の質の向上に努めていきたいと考えています。

会 長

報告事項 1 から 3 についてご質問ご意見等ありましたらお願いします。

副会長

学童クラブの高学年の受け入れの話がありましたが、資料 4-2 で量の見込み 300 何十人に対して、実際の実績が 1 桁になっています。実際にお母さんたちの声を聞くと、高学年になると学童がもう使えないから困っているという方たちが結構いらっしゃるのですが、周知はどのような形でされているのでしょうか。

事務局

受け入れ学年の拡大については、検討しているところです。学童クラブの根拠法令である児童福祉法については平成 24 年に改正されていて、概ね 10 歳未満から小学校に就学している児童という形で私達も高学年の受け入れを検討しているところです。現状で障害のあるお子さんや特別支援学校のお子さんについては、令和 5 年度から受け入れ枠を拡大しているところです。

また今、保護者等も入れた検討会等も開催しており、今後も受け入れについては拡大の検討を考えています。

委 員

今の質問のことで確認させていただきたいのですが、障害等何らかの支援を要するとい

うことで放課後デイサービスの利用のお子さんが多分多いと思うし、市内に放課後等デイサービスの事業所が非常に増えている現状は皆さんもご存知だと思うのですが、そこの関連をぜひご教示いただきたいです。

事務局

委員のおっしゃる通り、放課後デイサービスを使っている方が学童クラブに入っているケースがやはりあります。併用していく、どの程度の使用日数が適切なのかということも含めて、学童クラブと併用しながら利用していくことかと思えます。

委員

学童クラブの受け入れの量の見込みに対して実際1桁しかいないということに関連して、必要としているお子さんは、放課後等デイサービスの方を使っているからこの数字が伸びないということではないのでしょうかという意味も含めて聞いたつもりだったのですが。

事務局

正確な数を把握している訳ではないのですが、やはり支援が必要なお子さんは放課後デイサービスを利用されているケースが多いという認識です。

会長

他に質問がなければ、続いて報告事項4から6までの説明をお願いします。

事務局

報告事項4. 子どもの医療費助成制度の拡充について報告します。資料8をご覧ください。

令和5年の10月から、0歳から18歳の年度末までの全ての子どもの医療費を無償化します。子どもの医療費助成制度で現在行っているのは、都の補助制度をもとに行っているもので、これまで乳幼児を対象にしたマル乳、小中学生を対象としたマル子に加えて、令和5年の4月からは18歳の年度末までの高校生相当を対象にした通称マル青と言われる医療費の助成制度を開始したところです。現在この小中学生のマル子、高校生等のマル青については、所得制限が設けられています。加えてマル青については、通院時に200円を上限とした一部負担金も設定をしています。子育て支援の一環として、全ての子どもの健康を守り、安心して子育てできる環境を整えるため、令和5年の10月からは子ども医療費助成制度における

所得制限と一部負担金を撤廃します。今後は、現在医療証交付の対象外の小中学生が約2,800人、高校生相当が約1,600人いますので、対象者に案内を郵送し申請の受付をしていきます。詳細については、市のホームページへの掲載やLINEでの情報提供等もしていきます。資料8は、対象者に発送したチラシです。

事務局

では報告事項5、子ども食堂推進事業補助金の設置について報告します。資料9をご覧ください。

子ども食堂は、無料または安価で温かな食事や交流の場などを提供する、地域の住民や民間団体などによる自主的・自発的な活動です。活動の目的も、食の支援や孤食の解消、食育、地域交流の場作りなど様々であり、開催方法も回数なども異なる多様な活動です。子ども食堂は近年全国的に大きな広がりを見せており、当市でも市が活動を把握しホームページなどで紹介している5団体に加え、この数か月の間だけでも複数の団体から実施について検討中、準備中であるというようなご連絡をいただいています。

市ではこれまでも子ども食堂への支援として、連絡会を開催し各団体の活動状況や情報の共有、団体間の橋渡しなどを行うとともに、随時情報の提供や活動周知のための公共施設へのチラシ掲示等を行ってきました。また連絡会でのご意見を基に市のホームページで子ども食堂の活動の紹介や、市が作成した「子どものための居場所マップ」への掲載などの支援を行いました。これらの支援に加えて、子ども食堂を実施する団体に対し、安定した運営の支援を目的とした補助金制度を設立し、7月から申請の受付を開始する予定です。

子ども食堂の自主自立的な活動を支え、子ども食堂がたくさんの子どもたちや地域の方々の居場所として、地域に根付いた息の長い活動となるよう市は今後も支援をしてまいりたいと考えています。資料の裏面に、市のホームページでの子ども食堂の紹介ページと、子どものための居場所マップのQRコードを掲載しています。この子どものための居場所マップは、公民館を中心に庁内関係各課が共同して作成した、子どもたちが遊びや学びができる様々な場所を紹介した市内のマップです。児童館や公民館、図書館といった公共施設だけでなく、子ども食堂やプレイパーク、無料塾についても紹介しています。このマップは、今月中に市内小中学校全ての児童・生徒に電子配信予定です。

続いて報告事項6、無料塾の支援の拡大について、報告します。

無料塾とは有料の塾に通いたくても様々な理由で通うことが難しい、学校以外に勉強する場所がないなどの事情を抱える子どもたちに勉強できる場を提供し、学習支援を行う取り組みです。勉強の他にも、楽しい季節のイベントなどの企画やみんなで一緒に食事をするなど、子どもたちにとっても安心できる場所の1つになっています。こうした子どもたちへの学習支援の取り組みは全国的にも広がりを見せており、市内でも令和5年6月の時点で5

団体が活動しています。市ではこうした取り組みへの支援として、実施団体に日野市子どもの学習支援補助金をかねてより交付していましたが、さらなる支援の拡充として令和 5 年度から補助対象経費の拡充、補助金額の増額を開始しました。市では子どもたちの未来のためのこうした取り組みをしている団体に対し、これからも支援をしていきたいと考えています。

会 長

報告事項 4 から 6 について、質問や意見等ありましたらお願いします。
ないようでしたら、次の報告をお願いします。

事務局

報告事項 7、日野市子ども条例の日について、ご報告します。資料 11 をご覧ください。
市では、全ての子どもが 1 人の人間として尊重され、健やかに成長し、虐待やいじめ、差別などから守られ、自分自身を表現することができる環境体制作りを行うべく、今から 15 年前の平成 20 年に日野市子ども条例を制定しました。条例では子どもの 4 つの権利、「生きる権利」「育つ権利」「守り守られる権利」「参加する権利」を保障し、子どもの最善の利益のために市と全ての市民の方が全力を尽くしていくことを条例の中でうたっています。

この子ども条例の趣旨を、子どもに関わる多くの方々に知っていただけるよう、条例の施行日の 7 月 1 日を「日野市子ども条例の日」として、例年子どもの権利についての啓発活動を行っています。本年度も 7 月 1 日から、市役所本庁舎 1 階と七生支所でパネル展、市内の図書館 6 館で「子どもの権利」をテーマにした本の特集コーナーを設置します。また、広報ひの 7 月号でも子ども条例について紹介しています。少しでも多くの方々の目に触れ、子どもの権利について改めて考えいただくきっかけとなればと考えています。

事務局

報告事項 8. 令和 4 年度児童虐待の状況について、報告事項 9. (仮称) 子ども包括支援センターみらいく進捗報告について報告します。資料 12 をご覧ください。

3 頁に、なぜ子ども包括支援センターの発想に至ったのかということについて説明していますが、表にある通り児童虐待の相談件数は右肩上がりになっています。これらに早急な対応が必要な現状であるということが、最初に子ども包括支援センター設置に至った経緯となります。資料 13 は補足資料として虐待の状況の詳細を表にしていますが、日野市の児童虐待の特徴としては身体的虐待の件数が多いことが特徴と言えます。

児童福祉法や母子保健法というものがあり、これらが改正され、法的にも母子保健と児

童福祉の機能を一体的に担う体制整備が望ましいとされまして、(仮称) 子ども包括支援センター設置の追い風にもなっているところです。人員体制ですが、母子保健というのは保健師がいるところで、妊産婦の支援などを行っています。相談援護係は、児童福祉法に基づいて児童虐待やあらゆる子どもに関する相談を受け付けているところで、組織は別々だったのですが、健康課にあった母子保健係つまり保健師を、令和3年度に子ども家庭支援センターの組織に組み込みました。これにより、妊産婦、乳幼児から18歳まで、1つの組織で切れ目なく支援できる体制となりました。

発達・教育支援課のSSW(スクールソーシャルワーカー)に対しても子ども家庭支援センターの併任辞令を出して、学校における子どもの問題について子ども家庭支援センターと共有しやすくなりました。なお現時点では、母子保健係は生活・保健センターに配置されており、虐待対応をしている部署は高幡不動にある子ども家庭支援センターで業務を行っています。

6頁をご覧ください。市役所の横に建築しているところが(仮称)子ども包括支援センターの場所になります。子ども政策全体のワンストップのため、また子ども家庭支援センターの組織も場所的に一体化するために、今建設をしているところです。なお、建築工事自体は令和6年1月末頃に完了の予定です。ただし、業務の開始は令和6年度5月頃を目指しています。7頁はセンターの外観のイメージで、3階建てになります。1階には保育課、子育て課、2階に子ども家庭支援センター、3階では新規事業として子育てひろば、中高生世代の居場所事業を実施をする予定です。

子ども包括支援センターに相談など、また子どもたちが来やすくするために如何に敷居を低くするかというのは1つの課題です。そこで1つ、実践女子大学さんに協力いただき、(仮称)子ども包括支援センターのキャラクターみたいなものを作ってみました。10頁をご覧ください。人々が寄り添い合い新しいものを作っていく、新しい自分を発見する、日野市と住民の新しい関係を構築しようという思いを込めています。白黒資料で申し訳ないのですが、実はこれはカラーで3色使っています。常に変化する子どもたちの感情の移り変わりを表現して、空の色、日の出の色、夕焼けの色などを表現しています。(仮称)子ども包括支援センターが出来上がったときには、看板・チラシなど様々な場面で活用していきたいと思っています。なお、(仮称)子ども包括支援センターの「みらいく」とは、建物全体の総称としています。それとは別途、キャラクターとしてペタペタさんというものを学生さんにも考えてもらい採用となりました。

資料14をご覧ください。(仮称)子ども包括支援センターが出来上がったら、そこで新たな事業として「子ども何でも相談」を始めたいと思っています。昨年度もこの会議で説明し貴重なご意見もいただきましたが、その意見の中で採用させていただき進めていこうと思っているのが、資料の中段やや下、「新しい相談の方法を考えています」というところです。日野市立の小、中学校の児童、生徒に配布している学習用端末に子ども何でも相談の窓口を作って、相談しやすい環境を作りたいと思っています。もちろん電話、

メール、来所、訪問などもやるのですが、あらゆる窓口を作っていこうと思っていて、その中の1つの取り組みとしてこのようなことも考えているという状況です。

事務局

報告事項 10. 令和 4 年度日野市発達・教育支援センター活動報告について、報告します。資料 15 をご覧ください。

毎年エールではこの活動報告書を作っていますが、この中にはエールで行っている事業の実績を載せていますので、後ほどお時間のある時に見ていただければ幸いです。エールの概要ですが、エールは「0 歳から 18 歳までの子どもの発達面や行動面、学校生活面において、支援を必要とする子どもおよび、子どもの育ちについて不安のある家族に対し福祉と教育が一体となった相談および支援を行うことにより、子どもの健やかな成長を図ること」を目的に、平成 26 年に設置されました。発達・教育支援課は、子ども部と教育部の両方に属している課で、そこで福祉と教育が一体となった切れ目のない総合支援を行っているところです。

エールの利用者数は令和 4 年度は 2,054 人で、前年度比 19.8%増となっています。年齢別の内訳がその下にありますが、やはり多いのは乳幼児から未就学児、また小学生の割合が多くなっています。エールの相談には様々な相談あるいは指導等がありますが、その主な入り口となるのが心理相談です。令和 4 年度は 3,051 回の相談を受けており、こちらを受けるのは公認心理師、臨床心理士になります。

発達知能検査についてですが、エールでは子どもの図面や所属園・学校での適応状況を詳しくアセスメントするために、発達中の検査を実施しています。令和 4 年度の実数は 514 件で、年々増加している状況です。

令和 4 年度は、第 6 次日野市特別支援教育推進計画の策定を行いました。また、市内で初めての小学校での自閉症・情緒障害特別支援学級の開設準備を行って、令和 5 年 4 月に東光寺小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級、つぐみ学級の開級を行いました。令和 5 年度は、主に医療的ケア児への対応を検討していきます。近年学校に在籍する医療的ケア児が年々増加していますが、その他にも人工呼吸器あるいは呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が学校に通うことになれば、取り巻く環境が変わりつつあるということで法律の施行もありましたので、この医療的ケア児を学校側も本人側も安全安心に受け入れられる形をとるために、今年度はそのガイドラインを作ることを進めていきたいと思っています。

事務局

報告事項 11、第 6 次日野市特別支援教育推進計画の策定について報告します。資料 16 をご覧ください。

日野市教育委員会では、児童・生徒の自立や社会参加に向けて1人1人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う特別支援教育を推進しています。この度策定しました第6次日野市特別支援計画は、第5次で示した基本理念や推進指針を継承するとともに、未来に向けた学びと育ちの基本構想、第3次日野市特別支援教育基本構想の趣旨なども含め、特別支援教育に関する内外の動向を踏まえ、令和5年度から5年間で日野市の特別支援教育をさらに推進するため、取り組むべき施策を示したものです。本資料は概要版となっており、日野市ホームページ上に計画とともに掲載されています。

基本理念は、幼児・児童・生徒1人1人の能力を最大限に尊重するために、学校・家庭・地域および関係機関と、一層密接な連携のもとに幼児期から学校卒業後までを見通した多様な特別支援教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や、地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与しますとなっています。推進目標と具体的な施策については、資料を後ほどご確認くださいと思います。

本計画を推進するための組織として、学識経験者、学校関係者、福祉関係者、教育関係者、関係機関等で構成する特別支援教育推進委員会を設置し、計画の進捗状況の把握とともに、今後の日野市の特別支援教育についても検討していきます。計画を進める中で新たな課題が発生した場合には柔軟に対応できるよう、令和7年度を見直し、修正期間として位置づけ、必要な見直し、修正を加味して計画を推進していきます。本計画の推進により、児童、生徒1人1人の能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、教育行政や学校関係者だけでなく児童・生徒および保護者の皆様、広く市民の皆様のご理解とご協力をお願いするものです。

会 長

報告事項7から11について、説明がありましたが、ご意見、ご質問等があればお願いします。

委 員

日野市の子ども条例についてですが、とても良いものだと思いますし、広報も見させていただきました。保護者や大人はもちろん、子どもたちにもちゃんと理解してほしいなど正直思うところが、保護者としてあります。自分たちにはこういう権利があるのだというのは、今、保護者が主体となって、子どもたちに命の大切さを伝えたい、自分の命を大切に思っているという「いのちのプロジェクト」をやっているのですが、そういうものにも繋がってくるのですが、生きる権利、守られる権利があるんだよって、子どもたちにもぜひ発信をしていけたらなと感じています。そういうことを思ったのを前提として、パネル展示が最

適なのか、作るのにとっても手間と時間が大変で、すごく素敵なものを作ってくださっているのに、ここに足を止めてくれる人って意外と少なく、こういうふうにしたら子どもたちが見るのではないかなとか、もっと手元に届くのではないかなという方法があればいいなど感じていますので、ぜひ皆さんご意見があったらお願いいたします。

会 長

今ご意見をいただきましたので、それに対して事務局あるいは他の委員の方からもお話し合いたいと思います。何か他に方策とか考えていることがあればお願いします。

事務局

今の委員のお話に関連して 1 つ事例なのですが、各児童館でやっているのですが特にひの児童館では「子ども会議」という子どもたちの意見を聞いて自分たちでやりたいことやルールを決めるということを実施しています。最初になぜ「子ども会議」を開くのかという話をするとき、この子ども条例の説明をして実は君たちにはこういう権利があるんだよ、だから今からみんなの意見を聴くからねと話をしています。

あと児童館では、年に 1 回ぐらいですがパネルを順次回覧して子どもたちが見えるところに置く、また子どもだけじゃなくて児童館ですから乳幼児の保護者の方にも目に留まっていたらいいというような取り組みも行っています。

会 長

そうですね。そのあたりのことをこれからも話し合っていければと思います。

他に何かご意見・ご質問ありますか。

委 員

子ども条例については、教育委員会から子どもたちにも周知してほしいという依頼が学校に来ていました。今週火曜日、本校では児童会長会がありましたので、そこで子ども条例の子ども用の本の資料とかを使いながら、子どもたちにはお話をしたところです。

その中で、今年は 4 つ目の権利の「意見を言う、参加する」のところを取り上げて、それをもとに子どもたちの意見を聴いているよということで、先日 6 年生からいろんな意見があって、それをもとに先生たちの会議に 6 年生にも参加してもらって、その意見を聞くというような場を設けました。そういった取り組みも、子ども条例に基づくものだよということを子どもたちに説明したところであります。ご紹介までです。

ちょっと質問なのですが、エールの活動報告書で教えていただきたいのですが、9頁にスクールソーシャルワーカーの活動の対応件数が載っているかと思います。スクールソーシャルワーカーの方で、不登校等の課題を抱えた児童、生徒を取り巻く関係へ働きかけを行いということで対応のことを書かれています。本校でも大変苦慮しているところでもあり、ご協力いただいています。

この資料の中で、コロナ以降不登校が年々増えてきているのは周知のことだとは思いますが、その中でこの対応件数が令和元年から増えていて、令和4年度は若干減っているのですがその中で相談のみの件数は年々減ってきている。それから面接件数、電話相談、訪問件数についても年々減ってきているのですね。不登校については増えてきている状況の中で、この対応が減ってきているというのは、どういった中身なのか少し疑問を感じたところです。その辺りをもしわかりましたら教えていただければと思います。

事務局

スクールソーシャルワーカーの対応件数についてですが、件数自体は横ばいです。一方で、訪問件数とかが減ってきているという形になっています。理由ですが、1つはやはり1件1件といっても対応するケースによって、かなり継続して足しげく訪問が必要になる場合や1回2回のご相談で終わるケースというところで、やはり1件1件が数ではなかなか測れない部分があると思います。あと考えられる理由としては、やはりコロナの影響で訪問が非常に制限されているところも理由としてはあるのかなと思っています。

いずれにしても、今年度はコロナもだいぶ収束してきていますし、きめ細やかに対応していきたいと思っていますので、ぜひ相談していただいて、情報共有しながら課題解決に向けて対応したいと思っています。

委員

資料14の「子ども包括支援センター開設とともに子どもなんでも相談始まります」についてですが、これから検討中ということですが、相談にまず学習端末を使うことに関しては、検討課題があるのかなと感じています。相談日ですが中学生のことを考えると平日の9時から16時というのは学校にいる時間で、休み時間、昼休み等がありますが基本的に休み時間は次の授業のため移動したり、また4時前から部活動が始まったり放課後の活動があるので、学期中はなかなか子どもたちがこの学習端末を使って相談というのは、件数的には伸びないのかなということがあります。

長期休業中には持ち帰りもしますので平日にそれを使って相談することは可能かなとは思いますが、通年や中学生のことを考えると土曜日を相談日にできるとこういった活用の有効性が上がるかなと感じています。

タブレットの活用については、今後、学校側と相談しながらということになると思いますので、そちらの方で検討をしていただければと思っています。

事務局

貴重なご意見、ありがとうございます。学習用端末については、教育長からもやはり現場の方とよく話し合いをしながら進めるようにという話もありますので、今のようなご意見をいただきながら進めていきたいと思っています。相談の日時、時間など、子どもたちの目線で改めてご意見を頂戴したと思いますので、検討していきたいと思っています。

会長

以上で報告事項の説明は終了ですが、改めて全体を通して質問等ありましたらお願いします。これだけ時間があるというのはなかなか無いものですから、質問でも構いませんし、今日の報告事項に関して皆さんのご自身のことも含めながら、何か関連してコメントをいただければと思います。今思うところや、今後この会議の中で話し合えたらと思うことなど、お話いただければと思います。

委員

こうやってデータで見ることができて、すごくためになったというか、そうなのだなと思うことがたくさんありました。私の家は妻が会社員なので私が自宅で働きながら家事をしているという感じなのですが、例えば子どもを3歳児健診に連れて行くときに書く書類が完全にお母さん目線なんです。夫は育児していますか、率先してやっていますかという項目を夫の私が書くのはなかなか書きづらかったりします。あとは健診や児童館に私が子どもを連れて行ったりすると、すごく褒められます。お母さん目線で、お父さんがそういうのをやっているのがまだあんまりないのかなと思います。お父さんで育児されている方と知り合いになったりもするので、そういう話もこれからできたらなと思って、今後を楽しみにしています。

委員

子どもが2人いて、看護師として今もフルタイムで働いているので、働くママとしても貴重ないろんな資料を見せていただいて、子どもに使えるのだったらもっとこういったものがあるのではないかなとかいろいろ思うところはあるつつ、皆さんのご意見も聞きつつというような感じだったので、皆さんのご意見を参考にしつつ、今後も一緒に考えていけたら

と思います。確かに中学生の子どもたちといっぱい関わっていると、もっとナイーブだよな、みたいなこともたくさんあるし、パパのことをほめたこともたくさんありました。そういったこともちょっと踏まえながら、これから一緒に私も考えていきたいと思っています。

委員

何年か前のことですが、虐待で通報されたお母さまがいました。虐待ではなくて断乳で長い時間赤ちゃんが泣いていたのを虐待と思われて通報されてしまったのですが、その方は通報されたことに本当に驚いて何故という感じだったそうです。近所の方にしてみれば長い時間泣いていたので通報したわけで、職員は状況やお家の中を見て虐待ではないことを確認しましたが、その方は通報されたことでひどくショックを受けられ、また泣かせてしまった原因が仕事に出るための断乳だったのでどうしたらよいのか、その後の数か月、精神的にすごく辛い思いをされたそうです。そういった際の、その後のフォローやケアをちゃんとしてくださっているのかなというのが、ずっと頭の中に残っています。通報した方はそれで終わるかもしれないけど、間違いだった時に通報された方をフォローしていただけるのか。そういうことについても最後までフォローしていただきたい、心のケアをしていただきたい、とあって今お話ししました。

委員

学童クラブで支援を要する児童の受け入れ学年が6年生まで拡大になるという話がありましたが、支援を要する児童ということで、通常級の生徒は通常通り3年生までですよ。何人か知り合いの学童に行っていた小学生に、学童ってどんなことするの、楽しいのって聞いたことがあるのですが、やはり楽しくないらしくて、1、2年生の小さい間はいいのですが、だんだん学年が上がってくると学校で昼間あった人間関係がそのまま学童にあって、本当だったら自分1人でいろいろやりたいとか、家に帰ってテレビを見るとかいろいろしたいのに、いっぱい人がいる中で過ごさなきゃいけないから本当つまらなかった、鍵を持たせてもらえるようになったらもう学童に行かずに自分で家に帰るようになったということをしていました。なのでそうなのだと思っていたところ、先ほど高学年になると受け入れがなかなかしていただけないよという話があったので、子どもの中でも高学年になってくると、思春期になって自我も芽生えてきて、自分で行きたい、行きたくないというのが出てくると思うので、そういう子もいるってことをわかってほしいなと思っていました。

それからもう1つ、エールの活動報告書の中で居場所支援事業ひょっこりといっしょというのを初めて聞いたのですが、これの説明をしていただきたいと思います。

事務局

居場所支援事業ひよっこりとにっこりは、スクールソーシャルワーカーが担当しているお子さんの中で、外出がなかなかできないお子さんや、学校や不登校支援のわかば教室等の公的などところでも行くことができない、外出ができない、そういったお子さんの交流の場として、そういうお子さんが集まる中に来ていただいて、少しでも対人関係のブランクがあるところを少しずつでも埋められるような形をとりたいということで、スクールソーシャルワーカーが考えて始めた事業です。

該当する方というのは限られているというところもありますし、中では遊びのプログラムや声かけももちろんですが、1年に1回外出の訓練を試みようとして出かけたりするプログラムもやらせていただいています。

にっこりというのは、ひよっこりの中で遊びのプログラムだけではなくて、いろいろ製作などもやります。お子さんの中には手先が器用で、いろいろなものを作ることが得意なお子さんたちもたくさんいますので、そういうものをぜひ皆さんに見てもらいたいということで、エール内で展示をするのですが、どなたでも見ていただくことができます。見に来ていただいた方には、「いいね」のシールを貼っていただき、お子さんたちにそのまま返させてもらい、皆さんが見てくださったということを本人の自己肯定感の向上につなげることを狙っています。にっこりのご案内は、なかなか外部へはできないところはあるのですが、学校の先生方でお時間がある方がいれば、ぜひ見に来てくださいと学校にはご案内をしたりしています。

委員

私からは、最近のファミリーサポートセンターの依頼内容の変化について2つお伝えします。1つはコロナの後の変化として、在宅勤務の方が非常に多くなったという感じがします。依頼者がコロナ前はお母さんばかりだったのですが、最近はお父さんが1人でくるケースも増えました。妻が外に働きに行っているので在宅の僕が来ましたということ方もいますし、あと在宅勤務をご夫婦でやっている場合に忙しくて家事ができないので家事をやってほしいというような依頼もかなり増えていたりします。先ほど、主夫をやってらっしゃるという委員の方がお母さん目線のことが多いとおっしゃっていましたが、私どももそうならないようにどちらにも同じように対応するように配慮してやっています。今までファミリーサポートセンターでは、提供会員さんは女性が多いのですが、男性一人のところには女性1人では行かない、2人でいくというようにしていたのですが、すごく在宅が増えて、あるときにそういう話をしたら、じゃあ僕は車の中で仕事をしてきますと言ってくださった方がいたりして、これはまずいと担当課の子ども家庭支援センターと相談をして、男性1人のところも提供会員さんがいいならば1人で行っていただくというようなことにしました。

その後そういうところがとても増えて、やっぱり時代に応じて市民活動といいますか、相互援助活動も変わっていかなくちゃいけないなという、気持ちを新たにしているところです。

あともう1つは、外国籍の方が増えたような気がします。以前はご夫婦のどちらかが外国籍でどちらかは日本語がわかるということで、いろいろ調整するにしても日本語で対応でき、中国の方が多かったのですが、最近はインドやタイの方がすごく増えました。先日、ご夫婦共にインドの方がいらして、小さい子どもがいるので在宅の間子どもを保育してくれないかというご相談がありました。保健師さんがついてこられたのですが、インドの言葉が誰もわからず、英語だったらできるということでしたが最初担当したアドバイザーは英語が話せなかったので、保健師さんとどうやってコミュニケーションをとっているのですかと聞いてみました。グーグルの翻訳アプリを試してみたそうですが、なかなか相互援助活動の決まりですとか相手側の微妙なニュアンスがつかみきれなくて、結局は英語がわかるアドバイザーを派遣して、その人と英語がわかる提供会員さんをお願いして、3人の提供会員さんが入るということで、この間無事に取り決めが終わったのですが、これからこういうことが増えてくるだろうなと思います。一番困るのは、ガイドブックとかチラシです。例えばこのなんでも相談のチラシもそうですが、日本語で作っているのに、それをご覧になっても必要性がなかなかわかりません。今の段階だとほとんどが保健師さんからの紹介ですが、でも例えばこういうハンドブックが英語であれば当事者の方がそれを読むことができるでしょうし、アクセスもやりやすいのではないかなと思います。もうそこは考えておられると思いますが、できるだけ早く、最低でも英語版を発行していただけたらありがたいなと思います。私どももいろいろなチラシを作っているんで国際交流協会に相談をしてみたのですが、そこの理事長がおっしゃるのはまだ日野市の国際交流協会はそこまで熟していなくて、来た方のケアで精いっぱいなので今いる人たちが何か新しいことをするのはこの2年は無理だろうということで今中断しています。私どもも努力して、できるだけその他国籍の多言語の方に対応する必要性が出てきたので、そういうことをやっていきたいなというふうに最近つくづく思っている次第です。

委員

先ほど在宅勤務の話がありましたけど、弊社の方でもいろいろ在宅勤務の制度が変わってきていて、今までは普通の従業員は月10日間在宅勤務をやることのできるのですが、月20日間の出勤日のうち半分ぐらいは在宅ができるという感じでした。満2歳の子どもの有する女性の従業員はその限りではないのですが、その他は10日という制限がありました。けれど今年の4月に制度が変わって、満2歳の子どもの持つ女性従業員だけじゃなくて、男性の従業員も月10日の制限を撤廃して、制度が拡充されるような感じになっています。弊社の方でも、子どもを持っている従業員、または妊娠中の女性の従業員の在宅勤務がすごくしやすいような環境になってきて、会社の方の制度も今の時代にすごく合っているよう

な感じですが。私も在宅勤務してよかったなと思うのが、やっぱり妻の育児のフォローもできたりとか、急に子どもを病院に連れて行かないといけないというときに仕事を途中で止めて、それ以降時間休で休暇を取って車で病院に連れて行って、病院で妻しか入れないというとき私は車の中でまた仕事をしているという形をやったりして、結構フレキシブルと言えればいいのかかわからないですが、そういう仕事の仕方もあり、結構今育児に関して家にいる時間も多いため、子どもの面倒見たり妻のフォローができるっていうような状態です。弊社に限っての話にはなりますが、そういった形で会社側の制度もいろいろ変わってきているという状況になっています。

委員

幼稚園の副園長をしておりますが、今回初めてこの会議に参加させていただいて皆様のお話を拝聴してとても勉強になりました。我々幼稚園では学童の方ではあまり馴染みはないのですが、こちらのエールや子ども家庭支援センターの方とかとは、ちょくちょく幼稚園の方に訪問していただいたり、いろいろ巡回相談とかもしていただいたりしていますので、とてもお世話になっています。本当に日野市はそういう意味で子どもの細かいケアについてすごく手厚いなというふうに私は感じています。これはやはり、この子ども・子育て支援会議、この数年の積み重ね、今までの積み重ねが今の手厚い支援になっているのかなというふうに感じました。

今回この会議に出て、とても皆様の熱いこの気持ちが伝わりまして、私も頑張らなければいけないなと痛感しております。

委員

私は、2点お話をしようと思うのですが、1点は今もお話が出ていますが、やはり保育園は在宅勤務のお父様が多くいらっしゃるの、送り迎えをするのに半分、朝はほとんどお父さんの送り迎えが多いかなというくらいに、皆さん活躍をしてらっしゃいます。個人面談も時々するのですが、そういう時でも在宅勤務をされているお父さんが時間を作ってお昼に担任と話をすることがあり、お父さんもよく子どもさんを見ていらして、普通に担任と育児の話なんかができるということで、変わってきているなというふうに思っているところです。

もう1点は、0歳の子どもたちは減っていくという予想が出ていますのですけれども、地域によって違うのかな、地域差っていうのが日野市内の中でもあるのかなというのを感じています。保育園に来年度入園を希望されて、見学されたりとか体験をされたりする方が0歳、1歳ぐらいが多いですし、園児のご兄弟もこの4月以降で2桁になるくらい出産予定の方とかいらっしゃるの、やはり地域として、子育てを今からこれからするという方と、そうで

はない地域というのがあるのかなと感じているところです。

委員

私は普段都内で働いていて在宅勤務ができないので、常に出勤しなくてはいけないというのがあるのですが、主人が朝の5時から出勤の仕事になるので、どうしても朝、保育園に送るのは私でないといけない状況です。ただ、3歳の息子が体調を壊すことや風邪をよくひきやすいタイプで、お休みをしなくてはいけないことが多々あるのですが、病児保育ができるところが家の近くに全くなくて、主人が車を使うので私は自転車で届けられる距離にならないため、毎回仕事を休まなくてはいけないということがあります。もうちょっと気軽にというか使いやすい幼児保育の施設が近くにあればなというのを、ずっと0歳のときから思い続けています。近くに親族が全くいないので本当に私と主人だけでやりくりしなくてはいけないというのはあるのですが、それでも周りに助けてくれるご近所さんとか保育園の先生とかすごく皆さん優しく助けてくれるので、とても楽しく育児をさせていただいています。

今日の会議でもすごくいろんな有益なお話聞かせていただいて、勉強になりました。

委員

私は市内で育っているのですが、子ども食堂とか無料塾が市内にこんなにあることを今回この会議を通して初めて知りました。私は今年度から放課後子ども教室「ひのっち」でパートナーをやらせていただいているのですが、先ほど学童クラブの高学年の児童数について話もされていたと思うのですが、「ひのっち」でも高学年の利用って20人いくかいかないか、6年生に関しては0人のことも多々あるので見込みほどは実際いないのかなというのと、先ほど自我が芽生えて集団行動が面倒くさくなったりするというご意見も出ていましたが、「ひのっち」だと個人での活動も友達との活動も自由に選べたりできるので、学童クラブの推奨もそうですが「ひのっち」の利用の推奨も進めていってもいいのかなと思いました。

会長

皆さんありがとうございました。急に皆さんにお願いしましたが、いろいろなお話聞いてよかったなと思っています。今の話の中で質問について答えてもらったものもありますが、それ以外に虐待のフォローとかあるいはアンケートの件、そんなことをこれからいろいろと話ができたらと思います。

次第9、その他については何かございますか。

事務局

たくさん貴重なご意見ありがとうございました。参考になる意見がたくさんあったなと思っています。

次回第2回会議の日程についてご案内させていただきます。次回は8月17日の木曜日、午後6時半から本日と同じこの505会議室での開催とさせていただきます。改めて開催通知等はお送りさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

会長

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。

(閉会)